

各自ヨリ一円五十銭ヲ徴収シ通洞支部ニ應接ヲ  
ナスコトニ決セリ (三月十八十九日)

一 廿日要求條件七ヶ條ヲ鈔寫シ出スル豫定ナリ  
シカ公休日ニ相當スルヲ以テ翌廿二日ト変更セリ通洞  
支部ニ送ケル実行委員中六七名休業中ニ居ルニ  
シテ各山支部ノ実行委員等未全部ノ顔觸  
揃ハズ同日中ニ致ノ行動不能ニテ提出スルに至ラズ  
廿一日夜本山支部ニ三山支部役員會用借仕  
ナリト見合セトナリ而シテ全山ニ於ケル一般労働  
者ノ気勢白印ヲ甘ル共ニ本山製煉夫側ハ昨年  
ノ爭議ニ失敗シテ閉止令回ノ要求實行ハ  
冷靜ナル態度ニ出テ聯合會ニ苦言也カレヲ以テ各  
會幹部等之ヲ高年制又ハ之自心慮シテ本

部ノ應接ヲ得テ大ニ氣勢ヲ振作セリト理事  
高梨二男ハ此ノ状況ニ報告ヲ兼テ東本  
本部ノ指揮ヲ乞フヘク廿二日上京セリ

一 小瀧支部ハ二十一日夕支部事務所ニ役員會同催  
支部長関家傳外四十三名出席在件附議決定シタリ

一 通洞本山支部ト一致ノ行動ヲ採ルコト

二 基本金一人二円ヲ本月ヨリ三ヶ月ニ分テ徴収スルコト

三 前項ニ関スル會計係ヲ置クコト

四 今田ノ事件委員ヲ各飯場ヨリ三十二名ヲ選出シ  
市川組合ヲ切崩スルコト

五 事件委員中ヨリ実行委員十名ヲ選出シ突  
行ニ當テシムルコト

六 犠牲者救済及実行委員年當支給ノ件